

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和8年6月16日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

6月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第35号所管分の審査-----	3
質疑（谷口治子委員、香川良平委員、西谷知美委員）	
議案第36号の審査-----	6
質疑（宇都宮美男委員、西谷知美委員）	
議案第60号の審査-----	8
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員）	
議案第53号所管分の審査-----	10
議案第55号の審査-----	10
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員、西谷知美委員）	
議案第56号の審査-----	14
質疑（宇都宮美男委員、西谷知美委員）	
議案第57号所管分の審査-----	16
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員、松本暁彦委員）	
採決-----	19
閉会の宣告-----	20

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和8年6月16日(火) 午前10時 開会
午前11時23分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 水谷 毅 副委員長 西谷知美 委員 宇都宮美男
委員 谷口治子 委員 香川良平 委員 松本暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎 教育長 若狭孝太郎 教育総務部長 安田信吾
こども家庭部長 森川 護 上下水道部長 西川 聡
教育総務部副理事 武田進介 教育総務部副理事兼教育政策課長 菰原知宏
こども家庭部副理事兼こども政策課長 飯野祐介
上下水道部副理事兼経営企画課長 浅尾耕一郎
上下水道部副理事兼下水道事業課長 井上 齊之
学校教育課長 田中大介 生涯学習課長 千葉郁子
保育教育課長 湯原正治 水道施設課長 名古屋幸祐

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口雅志 事務局総括主査 松木 愛

1. 審査案件(審査順)

議案第35号 令和8年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分
議案第36号 令和8年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第60号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪
広域水道企業団規約の変更に関する協議の件
議案第53号 摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分(第2条
(摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
に関する部分)

- 議案第 55 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 56 号 摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 57 号 摂津市立別府コミュニティセンター条例及び摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第 2 条（摂津市立公民館条例の一部改正）に関する部分）

(午前10時 開会)

○水谷毅委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、谷口委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおりに行うことに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、ありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和8年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分の審査ほか6件についてでございます。何とぞ慎重審査の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は、この場を一旦退席いたしますけれども、待機しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ですけれども、開会の御挨拶といたします。

○水谷毅委員長 挨拶が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第35号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

谷口委員。

○谷口治子委員 2点質問させていただきます。

補正予算書の12ページにあります生成AIパイロット校事業委託金の対象校及び事業内容について教えてください。

それと、18ページにあります事務局費の報償金及び普通旅費の内容について教えてください。

以上、2点です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

田中課長。

○田中学校教育課長 まず1点目、どこの学校で、どんな内容とするのかという御質問に御答弁申し上げます。

まず、パイロット校として、別府小学校、第二中学校、鳥飼北小学校、鳥飼西小学校の4校でございます。

内容といたしましては、働き方改革を目的にしまして、生成AIを学校の教職員が校務で使うというものでございます。

例えば、学校の教職員は、生徒指導の記録を作成したり、整理したりする必要がございます。その際、生成AIを用いまして、迅速な整理をしたり、例えば、保護者から来た個人懇談の日程調整を、生成AIを活用して、保護者の希望どおり表で抽出するような内容であり働き方改革につなげ、教育活動の質を向上させることを目的としております。

2点目、報償金、普通旅費について御答弁申し上げます。

報償金については、外部講師への研修費用、また、パイロット校の教職員が国の研修会に参加するための旅費でございます。府費負担教職員は学校の教職員ですけれども、旅費については、予算科目上、報償金として整理されます。これについては、全国の先進事例を本市に持ち帰るために必要不可欠な活動経費と捉えております。

一方、普通旅費については、本市学校教

育課の生成A I 担当職員が文部科学省が主催する全国会議であったり、研修に参加するための経費でございます。内容といたしましても、学校教職員が参加するものと同じ研修等に参加するというものでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。

2回目の質問に入らせていただきます。

今年度、既に先生が足りないというお話を聞いております。その中で、今回、生成A I を使うことによって先生の負担が減ったとか、生徒との時間が増えたという報告はあるのでしょうか。

それと普通旅費です。講師というのとはどのような方を選ばれているのか、また、どのような報告を行っていらっしゃるのか教えてください。

以上です。

○水谷毅委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 生成A I を使うことのメリットでございますが、この4校はパイロット事業として、この4月からスタートしているので、成果等データを含めた検証等を随時しておる状況です。

とはいうものの、例えば、生徒指導記録の整理は非常に時間がかかります。教員同士で、こうしたらいんじゃないかと子供の手だてをきちんと整理して、それを記録に残すことは教員でなくてもできる仕事だと捉えております。教員は、その手だてをいかに子供たちに丁寧に実施していくかに注力する。いわゆる、子供と向き合う時間をしっかり確保できる環境をつくって、きめ細かな指導につなげることがメリットと捉えております。

2点目の講師です。現在、生成A I のパ

イロット事業を受けることによって、大学の先生等を含めて御紹介いただけると聞いており、お招きして研修することを考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。

前回説明いただいたときに、生成A I を使った、いじめ問題のことをお話されていたと思うんです。録音や生成A I を使うことでいじめのケース対応にかかる時間が短縮できるというお話がありました。できれば、その点を御説明いただけたらと思います。

報償金については、要望とさせていただきます。

発表があったもので摂津市に生かせるものがあれば、ぜひ生かしていただき、先生の仕事量の軽減や生身の先生だからできる生徒と接することに時間を費やしていただきますよう強く要望いたします。

以上です。

○水谷毅委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 いじめのケース対応の御質問にお答え申し上げます。

まず、生徒指導記録をきちんと整理するという事は、正確な記録の作成、そして、それを迅速化して作ることができます。いじめのケース対応は、一人の教員が決めるのではなく、複数の教員であったり専門職、管理職等が入って、協議をしてみります。それに参加できなかった教員もおります。そのために、正確な記録をつける。それから、後ほど見返したときに、このときの対応が適切だったのか、見直すことにもつながるかと思えます。

そういった正確に記録をつけることが、その後のいじめの丁寧な対応につながる

のではないかと考えております。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。
最後に要望させていただきます。

録音や生成A Iを使うことで、誰でもいじめ等の記録を残すことができます。しかし、生身の教師だからできること、生徒への心のケアなどに今後使っていただきたいと思います。パイロット校の経験を生かして、いじめ問題の早期発見につなげてほしいと思います。

また、便利だからという点で任せ切りにするのではなく、血の通った生徒との時間を大切にさせていただきますよう強く要望いたします。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

香川委員。

○香川良平委員 私から1点だけ質問させていただきます。

谷口委員と同じ生成A Iパイロット校事業委託金についてでございます。

先ほどの答弁で、別府小学校と第二中学校、鳥飼北小学校、鳥飼西小学校の4校で導入すると伺いました。この4校はどういった基準で選ばれたのかが気になるところでございます。そのことについて教えていただきたいと思います。お願いします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

田中課長。

○田中学校教育課長 まず、別府小学校についてです。本市では、事務職員が各校に1名、もしくは2名おりますが、仕事の進め方は、学校が違えばどうしても異なってまいります。A校は、こんなふうに事務を進めている、B校は、こんなふうに事務を進めているが、ある程度平準化するために、共同学校事務室という仕組みを置いてい

ます。その室長が、別府小学校の事務職員で、今回生成A Iパイロット事業の担当者になることで、共同学校事務室を通して、ほかの学校に成果を広げることを目的としておりますので、別府小学校に置いております。

それ以外の第二中学校、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校については、いずれも第二中学校区になっております。第二中学校区で、まず生徒指導事案であるとか、なかなか課題解決が難しい事案が生起している現状もございますので、まずパイロット校としてきちんと記録を整理する負担を軽減して、本来の子供と丁寧に向き合う時間を確保してもらいたいという気持ちから指定しております。

○水谷毅委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

選定理由については理解をいたしました。次に、今回、第2回定例会で、6月です。なぜこのタイミングで補正されたのか気になるんです。計画をされていなかったんですか。どちらかと言うと、当初予算からのほうがきれいかと思うんですけど、何かこのタイミングで補正しようと思った理由について、教えていただきたいと思います。

○水谷毅委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 この事業自体が文部科学省から公募される形になっておりまして、公募されたのが3月です。そこから手を挙げまして、計画書であったりとか学校の選定、調書を上げまして、そこから決定がなされているような状況です。そもそも当初予算に間に合わないタイムスケジュールですので、今回、補正予算を上げさせていただいた次第でございます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

西谷副委員長。

○西谷知美委員 私からは、16ページの児童福祉費、児童センターの備品購入の追加で補正かと思うんです。第2児童センターができたタイミングを考えると、香川委員の質問じゃないですけども、緊急で必要なものが幾つか発生したのか、どういったものを購入されるのかをお聞きしたいと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 児童センターの備品購入に関する件でございますが、14ページの歳入で、寄附金、指定寄附金（こども政策課）100万円を計上しております。市内の企業から児童の健全育成に資する事業にということで、100万円の御寄附を受領することになりました。その使途といたしまして、第2児童センターに限らず、第1児童センターも含めて、児童センターで使用する備品を購入することになったものでございます。

具体的には、第1児童センターでは、老朽化というか、故障をしております卓球台の購入でございますとか、第2児童センターにつきましては、児童の利用に比べて不足しておりますテーブルとかを購入するように現在検討しておるところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 物品の選定に当たって、企業からの寄附ということで、こういうことに使ってほしいといった御希望がある場合もあるんですけども、そういったものはあったのか。あと卓球台とか、第2児童センターのテーブルは、現場の声を聴いて、物品を選定されたのかどうか、その辺

をお聞きしたいと思います。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 企業からは、特別に具体的な指定はございません。金銭で頂いておりますので、そういったものはございません。

備品につきましては、現在の利用状況ですとか、子供たちの要望とか、不足していると思われるものを中心に検討して、決定したものでございます。

○水谷毅委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 了解しました。引き続き、子供たちのために有意義な使い方をお願いして、質問を終わります。

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時18分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第36号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 おはようございます。私からは、1ページの千里丘送水所配水設備等更新工事についてお伺いしたいと思います。

この更新事業ですが、今後、何年間の使用を前提として整備するものなのか、また、将来的な大阪広域水道企業団や近隣自治体との共同運用を見据えた整備を含む更新工事となっているのか詳細について教えてください。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、送水所

の更新や、広域的な考えを持った更新なのかの御質問にお答えさせていただきます。

今回の工事につきましては、千里丘送水所の配水ポンプに関わる更新工事となっております。法定耐用年数としては20年となっておりますが、長寿命化を図りまして、約30年程度の使用を想定しております。

今回の更新工事では、現状と今後の水需要に合わせた更新として整備を行うものとなっております。

今回は広域的な水運用の検討や近隣の連携等は含んでおりません。

30年後にまた更新が出てきますが、そのときには、広域的な考え方も検討に入ってくるかと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 今回の更新は、安定給水に必要な投資と理解しました。

一方で、人口減少社会を見据えると、次回更新時には、施設単独ではなく、広域連携も視野に入れた検討が必要になると感じています。私自身も子育て世代の代表として、今の子どもたちや、今摂津市に住んでいる方が将来も摂津市で安心して暮らし続けてほしいと願っております。将来世代の負担軽減の観点からも、さらなる検討をお願いしたいと要望させていただきまして、この質問を終わります。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

西谷副委員長。

○西谷知美委員 今回の補正予算に、直接的には関係ないかもしれないんですけども、今の世の中の状況を考えますと、ナフサ不足による影響で遅くなる計画というのが幾つか出てきたりすると思います。

その中で、これまで摂津市と様々な関係のある水道事業者で、ナフサによる影響で今後、事業が難しいといったところが出てきているのかお聞きしたいと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 今般の中東情勢の変化によるナフサ不足による業者への影響についてお答えさせていただきます。

水道事業におきましては、ナフサに関係のあるものは、ポリ塩化ビニル系の材料が非常に影響がございます。現在、更新工事を行っておりますのは、ダクタイル鋳鉄管が主になっておりまして、ポリ塩化ビニル系は少なくなっておりますので、工事につきましては、今のところ遅れなく進んでおる状況でございます。

そういったポリ塩化ビニル系を使う給水管の修繕工事業者につきましては、材料が入りにくくなっているという声は聞いています。そういった事業が縮小している傾向は見受けられております。

千里丘送水所の工事につきましては、今年度に入り、業者に見積りを取っている中で、ナフサの影響がないかどうか確認をさせていただきましたけど、特に問題はないと今のところ聞いております。

1点、ポンプ施設に塗装する塗料の在庫が少なくなっており、納品に時間がかかるということは聞いております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。

直接的に計画に大きく影響がないということではあります。今朝のニュースによれば、中東情勢が何とか終結しそうですけ

れども、また一転することも予測されると思います。金額が上がり上がったりもあると思います。先日の補正の件もありましたし、水道関係や道路関係で、かなり財政的には厳しいところもあると思うんですけれども、関連事業者あつての安全の維持もあると思うので、しっかりその辺も目配りしていただきたいと要望して、こちらの質問を終わります。

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第60号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 私からは、2点質問させていただきます。

今回、大阪広域水道企業団に加入する自治体が増えるということで、40を超える市町村の中から22市町村になるとお聞きしております。その上で、本市の送水・配水系統は、地域別に独立して運用されているとのことでしたが、将来的な人口減少や施設の老朽化を踏まえて、広域連携による施設の統廃合やダウンサイジングの可能性の基本的な考え方について教えてください。

もう1点、先ほどの千里丘送水所に絡めてです。今後30年間を見据えた場合、本市水道施設の更新費用はどの程度を見込んでいて、水道料金の上昇を抑制するために、施設更新または広域連携や、大阪広域水道企業団との共同運用についてどのような検討をされているのか教えてください。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 広域連携の施設統廃合、ダウンサイジングの可能性についてお答えさせていただきます。

広域連携での施設更新については、市のような限定された給水区域ではなく、もっと広い区域の水運用を考える中で、どのように効率的な更新を行うかを考えてまいります。

具体的には、施設の能力などを加味して、施設の統廃合を進め、統廃合に伴う必要な管路の整備、また施設の統合的な運転監視や整備を効率的に行うことで、運用等、経営基盤の強化について検討を進める考え方になっております。

2点目の今後30年間の見込みについての御質問にお答えさせていただきます。

上下水道ビジョンと経営戦略の中間見直しを行ったときに試算しまして、2027年から2060年までの間の更新費用は約500億円を計上しております。しかしながら、この試算では、昨今の物価上昇等は加味しておりませんので、さらに費用は上振れすると考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 浅尾副理事。

○浅尾上下水道部副理事 それでは、水道料金のお問いもございましたので、その部分について、答弁をさせていただきます。

現在、上下水道事業経営審議会で、水道料金の在り方を含めまして、水道事業の安定経営について諮問し、審議をお願いしております。

水道料金の改定に当たりましては、料金算定期間を3年から5年で定めて、総括原価を算出し、それに見合う料金をとということで、給水収益を検討するものになってございます。

今回の検討において、水道料金の上昇抑

制という点で申し上げますと、太中浄水場の自己水供給に関する施設更新を停止していることですか、管路更新の時期を一定程度に平準化していること、これらが挙げられるかと思っております。

今回の検討とは別に中長期的に見たときには、広域化ですとか、連携によって財政的な効果がどの程度あるか、国交付金の要件も含めて、低廉で安全な水を安定的に市民に供給することを前提といたしまして、具体的な検討を進めていく必要があると認識いたしております。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 御説明ありがとうございます。

広域連携は、コスト削減だけでなく、技術職員の確保や災害時の相互応援体制などの効果があると感じております。市民サービスを維持しながら、持続可能な事業運営となるよう、今後も検討をお願いし、この質問は終わります。

2点目の質問です。

今、500億円という試算でしたが、物価高がこれで収まるのかということもあって、まだまだ資材費や労務費の上昇などの見通しは非常に難しいと思っております。将来的に料金改定が必要となる場面もあるかもしれませんが、その際には、市民への丁寧な説明と理解に努めていただきますよう、お願いいたします。

また、担当課の皆様におかれましては、安全な安定供給をする大きな責任を担いながら、将来設計や施設更新計画など、日々御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

国の支援制度や広域連携も含めて、摂津市の面積では立地も含めて、他市とは違う環境もあります。なかなか難しいとは思

ますし、御苦勞も多いと思いますが、引き続きよろしくお願ひしたい旨を要望として、この質問を終わります。ありがとうございます。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

谷口委員。

○谷口治子委員 私から、1点質問させていただきます。

今回、北摂で初めて箕面市が大阪広域水道企業団との事業統合を行う見込みとなっておりますが、分かる範囲で経緯について教えてください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

浅尾副理事。

○浅尾上下水道部副理事 それでは、答弁申し上げます。

今回の議案におきまして、令和9年4月に事業統合を行うこととなっておりますけれども、令和5年度から、箕面市を含む4市が事業統合を行うことによって、施設等の統廃合ですとかを含む最適配置案の策定に着手しております。

今年の1月に統合案の取りまとめがございまして、この段階までに1市が検討を継続しないという判断をされておられるようでございます。箕面市で申し上げますと、事業統合によるメリットとして、施設の統廃合、整備経費の縮減効果が約22億円と試算されていること、それから、定性的なメリットとして、技術継承や技術職の確保、その他の業務効率化が見込めることから、事業統合の判断に至っているものと理解をいたしております。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。

技術継承や技術職の確保は、摂津市でも今すぐ頭を悩まされている点で、そういうのもありなのかと思ったんですけども、

摂津市がもし事業統合した場合、水道料金をはじめ、水道事業はどのように変わるのか教えてください。

○水谷毅委員長 浅尾副理事。

○浅尾上下水道部副理事 2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

事業統合につきまして、大阪広域水道企業団からは、この統合によって、施設の共同化による経費の縮減効果、それから施設の有効活用、国交付金の活用などにより、水道料金の値上げ抑制や値上げ時期の延期が可能であるということが示されています。しかしながら、各市で保有施設や自己水割合など条件が異なりますので、効果の範囲が一律ではないと思っておりますので、摂津市におきましては、現段階で具体的な検討は行っていない状況となっております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。

では、最後に要望させていただきます。

来月に、また上下水道事業経営審議会があるということで、本審議会では、太中浄水場をどうするのか、それから料金の話し合いがされていると思います。今後、市民の方が納得される、誰もが安心して飲める水供給のためにも、今後とも技術職の確保等々大変だと思いますが、頑張ってくださいよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第53号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第55号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 それでは、1点質問させていただきます。

今回、この条例の一部改正によって、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員など、1人を保育士として選定できることとなりますが、本市において、過去に同様の事例や運用実績があったのかお聞かせください。

1回目は以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 今回、御提案させていただいています理学療法士等の配置に関する特例でございます。過去に同様のものはあったかということでございますが、従前から保育施設等におきましては、看護師等につきまして、保育士としてみなすことができる特例というものがございます。こちらは、議案参考資料の57ページから58ページに、この条例の第30条第3項におきまして、保健師、看護師または准看護師を1人に限り保育士とみなすことができると規定させていただいております。

この条例が所管しております小規模保育事業所は摂津市内に6か所ございます

が、この6か所におきまして、看護師等を保育士とみなすというような運用は、現在ございません。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 説明ありがとうございます。

こども園などに配置される看護師につきましても、本来の看護業務に加えて、保育業務を担う場面も多くなると考えております。その結果、本来の専門性を発揮する機会が減少し、業務とのギャップやモチベーションの低下から離職につながる可能性もあると考えています。現状では看護師の配置はないということですが、その点、市としてどのように認識されているのかお聞かせください。

○水谷毅委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 今回、理学療法士等の配置に関する特例について、この改正の趣旨としましては、保育所等における障害のある子供の受入れが増加していることから、多様なニーズを抱えた子供について、インクルージョンの観点から、保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保、充実が必要であるとされています。そういったことから、この理学療法士等の専門的支援やインクルージョンを推進するという目的で、この特例が認められております。

今回、令和8年度からこのような特例が設けられたところでございます。今後、もしこの特例を活用するのであれば、保育施設内での理学療法士等の専門職と保育士等の役割分担であったり、当然、保育士との連携が重要と考えております。専門職をどのように活用して、多様な支援ニーズに対応していくのか、今後、先進事例等の研

究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。

本条例が開始されるに当たり、とても大事な観点であると理解しております。先ほど答弁していただきましたが、必要な人材配置ということも理解しました。制度開始後においても、従事者のサポート体制を含めて、きめ細やかな対応をお願いしたい旨を要望としまして、この質問を終わります。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

谷口委員。

○谷口治子委員 私からは、2点質問させていただきます。

1点目は、第14条についてです。こちらは、摂津市としてどのような対策を考えていらっしゃるのか教えてください。

2点目は、第30条ですが、現在、理学療法士をはじめとする、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員がいる事業所はありますか。また、今までに希望されたケースはあるのか教えてください。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 まず、こども性暴力防止法に関するお問い合わせでございます。市としてどのような対策を取るかということです。

このこども性暴力防止法につきましては、学校設置者等は、教員であったり、従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に、児童対象性暴力が行われた場合は、児童等を適切に保護する責務を有すると規定されており、基本的には、学校設置者等に対する責務となっております。

基本的には、保育施設の設置者等が適切に対応していくこととなります。しかしながら、保育施設設置者等においては、この法に基づく新たな対応が求められてくることとなります。

市としては、本年4月に、公私立園長会の中で、このこども性暴力防止法の説明もさせていただいたところがございます。今後必要に応じて、こども性暴力防止法に係る対応は、事業者とともに対応してまいりたいと考えております。

2点目、理学療法士等に係るお問い合わせでございます。

保育施設等において、これまで実績があるのかというお問い合わせでございます。これは令和8年度から実施されるところでございまして、基本的に、今回条例で御提案させていただいておりますのは家庭的保育事業者等でございますので、摂津市内で言いますと、小規模保育事業所に関係するところでございます。

保育所、また認定こども園につきましては、今後、大阪府の条例で同様の改正が行われるものと考えております。現在、この理学療法士等を配置している事例は確認しておりません。ただ、市内の法人の中には、障害児の通所支援サービスを実施している法人もございます。そういった部分で、保育施設と障害児へのサービスを行っている理学療法士等の専門職から助言等というのは、必要に応じて対応することは可能かと考えております。

また、保護者から、これまでそういった希望があったのかというところに関しては、特段、理学療法士等の専門職を配置してほしいといった希望は確認しておりません。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。

1点目です。家庭的保育事業等に来る子供たちは、自分が性被害、性暴力を受けていると認識せずに、スキンシップや遊びの延長であると捉える子供も少なくないと思います。子供や保護者に対してどのように周知していく予定なのか教えてください。

2点目は要望とさせていただきます。

本条例は、療育支援に関わる理学療法士、言語聴覚士など、1保育施設につき1人に限り保育士とみなし、保育士配置基準を満たすことができるとするものです。子供たちを安全に保育するために定めた保育士配置基準の実質的な引下げにつながります。市がすべきことは、保育士の確保や処遇改善です。子供たちが安心して過ごせるよう環境づくりに尽力していただきますよう要望いたします。

以上です。

○水谷毅委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 1点目のこども性暴力防止法に係る取組の中で、児童や保護者への周知に関するお問い合わせでございます。

まず、今回、このこども性暴力防止法が公布、また施行されることによって、事業者が児童対象性暴力等の未然防止のために講ずべき措置の一つとして、児童等への教育啓発、また保護者への教育啓発というものがございます。

まず、児童等への教育啓発でございますが、これは国が策定したこども性暴力防止法施行ガイドラインによりますと、児童の発達段階、また特性等により被害を受けたと認識できない場合があるため、それに乘じて加害が行われやすくなったり、被害の発見が遅れたり見逃されたりしている事

案が生じていると考えられる。このために、児童等が児童対象性暴力等の被害者や傍観者にならないような教育啓発を発達段階等に応じて行うことが重要であると記されています。

対象事業者におきましては、今後、当該ガイドラインを勘案して、児童への教育等を行っていただく必要がございます。

参考までに、市立の認定こども園におきましては、現在、年間の保健計画の中で、プライベートゾーンに関して、児童に教育等を行っているところでございます。低年齢の児童にも分かりやすいように、絵本等の教材を用いて伝えているところでございます。

また、保護者への教育啓発でございますが、これも対象事業者において、未然防止等のための措置として、保護者への教育啓発を行っていただく必要がございます。これは、仮に児童が性暴力等の被害を受けた場合に、その保護者は、児童等から被害の開示を受けるとともに、児童等の回復を支える最も身近な存在として適切な対応を取ることが期待される立場であることからでございます。

このため、保護者に対しても、この法に基づく保育等の現場の取組を理解してもらうとともに、児童等のケアの観点から、性暴力とは何かということや、児童等が被害に遭った場合の対応、子供の権利等について知識を身につけてもらうことが重要であるとガイドラインには記されています。このガイドラインを参考に、事業者でも、今後、保護者に対して啓発活動を行っていただく必要があると考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。
最後は要望とさせていただきます。

先ほどプライベートパーツの話が出ました。今、インスタグラムやユーチューブで、プライベートパーツの歌という動画があります。お遊戯のような感じでされているものです。なかなか年長児や年中児に性的なことを伝えることは難しいと思います。お遊戯感覚で心と体を守ることを教えられる。性教育が早過ぎることは決してないと思います。子供たちを守る対策や条例の周知徹底をしていただきますよう強く要望いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

西谷副委員長。

○西谷知美委員 理学療法士等のみなし保育士に関する事で、幾つか問題点など指摘がございました。谷口委員もおっしゃられていたんですけれども、やっぱり保育士の待遇問題です。理学療法士等の給与がどうか、今、資料を持ち合わせていないので分からないんですけれども、昨今話題になったことと言えば、大津市の幼稚園教諭の給料です。保育士の仕事をするという内容の変更に伴って、これまでの処遇より下げられる、幼稚園教諭としての能力を買われて雇用されたにもかかわらず、働く内容によって、本来は保育士も上げないといけないと私は考えるんですけれども、その辺のトラブルが今世論の力で、押しとどまったと思うんです。理学療法士の本来の仕事が阻害される点と、あと報酬が下げられるかもというところをととても懸念しています。そういった懸念に対して、摂津市としてどう対応するかという予定はありますでしょうか。

○水谷毅委員長 暫時休憩します。

(午前10時51分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 理学療法士の待遇等に係るお問い合わせでございます。

今回、この改正の趣旨としましては、先ほど申し上げましたとおり、多様な支援ニーズに対応するというところでございます。各保育施設において、必要であれば理学療法士等も配置していただいて、専門的な支援を行っていただくようなことになるかと思っております。

待遇につきましては、保育士はじめ、理学療法士等の専門職につきましても、各事業者で御検討いただくことになるかと思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 ありがとうございます。

今回のこの法改正は、はっきり言って、保育士の仕事を政府が軽んじていると思うんです。保育士としてのスキルの専門性と理学療法士の本来すべきことは別だと思っております。そこをみなしとするのは、理学療法士は、本来の専門業務があるにもかかわらず、保育士的な働きを求められるというのは非常に役割のミスマッチにつながっていくのではないかとこのところでは、本来の採用の目的である仕事が阻害されないように、配慮できるところは配慮していただきたいと要望して、こちらの質問を終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第56号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 それでは、質問させていただきます。

乳児等通園支援事業にかかる法改正ということで、児童対象性暴力等の防止とありまして、第14条の2の文言の中に、閉鎖的な環境下などで利用乳幼児に接するものということでした。今まで、本市において性暴力を受けた方と、そして、過去に事例があったのかを教えていただければと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 条例に規定のとおり、この三つの要件で、支配性、継続性、閉鎖性を満たすかどうかというところが、その判断基準になります。当然、保育施設におきましては、保育士と子供が常に接する職種は、この法律の対象となっております。

ただ、保育士以外の職種も、当然、保育施設にはございます。そういったものが対象となってくるのか、子供と継続的に接する可能性がある職種ではありますけれども、実態に応じて判断することになります。

過去にこういった事例があったのかということでございますが、この法律に基づく事案は、過去に発生したことはございません。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。過去に発生していないということで、少し安心いたしました。

2回目の質問をさせていただきます。

この乳児等通園支援事業の適用という

ことで、第14条の2は準用となっております。こども家庭庁の資料には、国の認定が必要な事業者は認定を受けてくださいと書かれておりました。摂津市内で、今後、認定を受けようとしている事業者等の把握があるのかどうかをお聞きいたします。

○水谷毅委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 今回、こども性暴力防止法の対象となるものが、全て対象となる義務対象施設であったり、これは先ほどおっしゃったとおり、国の認定を受ける事業者というものがございます。義務対象であるもの、認定対象というものに分かれることとなります。

今回、条例で御提案させていただいております乳児等通園支援事業者につきましては、義務となっております。今後、認定になる場合というものが、例えば一時預かり事業者、また病児保育事業者、認可外保育施設であったり、こういったものが認定対象となります。

先ほど申し上げました一時預かり事業であったり、病児保育事業というものは、多くは独立でやっているものではなくて、認定こども園であったり、保育所で実施しておる事業でございますので、義務対象施設として、恐らく、この一時預かり事業であったり、病児保育事業の従事する職員も含めて、例えば、安全確保措置の対象であったり、過去の犯罪事実の確認の対象、こういったものは全て含めて、各法人、事業者で実施することとなるかと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 丁寧な説明ありがとうございます。

保育士として従事する方は、体力的にも

精神的にもとても大きな負担がある本当に大変な仕事だと感じております。同時に、今まで以上に、これからも大切にするべき仕事でもあると考えております。国の事業ではあるかと思いますが、今後もケアできる体制を整備しながら、しっかりと従事者を守っていくようお願いしたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

西谷副委員長。

○西谷知美委員 今回の法改正に当たり、犯罪歴の照会の仕方について、もう少し詳しくお聞かせください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 基本的には、事業者において、雇入れであったり、この対象業務に従事する前に、犯罪事実の確認を行う必要があります。

この犯罪事実の確認方法は、事業者から、こども家庭庁に申請をしていただく必要があります。その後、こども家庭庁から法務省に照会をかけまして、法務省から、犯歴情報の回答がこども家庭庁にございます。そして、こども家庭庁から、犯歴があるかないかについて事業者に戻答されるという流れになってございます。

○水谷毅委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 御答弁ありがとうございます。

例えば、過去に違う都道府県に引っ越しなどをして、そちらでまた再犯するといったこともありました。ちゃんと法務省に問い合わせるのであれば、引っ越ししようが、日本全国で把握できるというところで安心いたしました。

この条例改正の件について、各施設には

どのように周知されるのでしょうか。

○水谷毅委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 このこども性暴力防止法の施行が令和8年12月25日となっております。ただ、この法律が制定されましたのが令和6年になっておりますので、今準備期間となっております。この法律が公布され、制定されて以降、関係機関に対しては、情報提供でしたり、先ほど申し上げましたとおり、公私立園長会で、このこども性暴力防止法に関して説明会を設けさせていただいております。必要に応じて、民間保育事業者の支援も行っているところがございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 既に準備期間ということで、周知も始まっているということです。条例が施行されても、法律が制定されても、結局、実際に関わる人が対応しなかったら意味のないものになりますので、その辺りしっかり周知して、摂津市内でそういった事案が出ないように実行していただくよう要望して、質問を終わります。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

私から一言なんですけど、今回、制度改正が中心となっております。現場では、いろんな矛盾が生じてくると思います。マンパワーとか、経費のバランスとか出てくると思います。現場で、声にならない声をしっかり聴いていただいて、摂津市の皆さんが喜んで自分の持ち場を全うできるようにしていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時4分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第57号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 それでは、摂津市立公民館条例についてお聞きします。

別府公民館に続き今回、味生公民館も、公民館からコミュニティセンターとなり、今後所管も変わっていくと理解しております。

そこで聞きたいのが、今後、市内に残された四つの公民館の在り方について、生涯学習課としてどう考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

千葉課長。

○千葉生涯学習課長 四つの公民館の今後の在り方についてお答えさせていただきます。

今後の公民館の建て替えの考え方につきましては、令和元年7月に教育委員会から社会教育委員会議へ諮問し、同年8月に答申をいただいております。

答申では、今後の公民館について、従来の社会教育施設としての役割に加え、多世代が集い、学び、交流する場として、また、地域コミュニティの核、地域課題の解決に向けた活動拠点、さらには、防災拠点としての役割を強化する必要があると示されています。

教育委員会といたしましては、この答申を踏まえ、今後の公民館の建て替えに当たっては、単なる老朽施設の更新ではなく、社会教育機能を継承しつつ、地域コミュニティ、防災、福祉、まちづくりなどの機能も視野に入れた多機能で、地域に開かれた施設として検討していく必要があると考えております。そのため、関係部局と連携

し、地域の皆様の御意見や利用実態、公共施設全体の在り方、財政状況等を総合的に勘案しながら、今後の整備や建て替えの方向について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

残された四つの公民館のうち、二つは、もうすぐ耐用年数が来るということですが、一つに関しては、もう53年ということで、耐用年数を超えております。しかしながら、耐震補強であったり、塗装であったり、施設の長寿命化は、とても図られているのかと思います。今後、また建て替えとなったときに、今の御答弁の中にありました、地域に開かれる、防災の活動拠点にもなるというところで、公民館ではなくコミュニティセンターになっていくのかというのがあります。様々、頭を悩ませることもあると思うんですけども、その辺、丁寧に進めていただきたいと要望しまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

谷口委員。

○谷口治子委員 1点質問させていただきます。

公民館が昨今減ってきております。地域住民のために、教育、文化、学術に関する事業を行い、教養の向上やコミュニティの形成を目的とする施設が公民館です。平成26年7月16日に生涯学習社会における社会教育施設の在り方について答申書が出されました。コミュニティセンターの在り方、また、施設使用料についてどのように書かれているか教えてください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

千葉課長。

○千葉生涯学習課長 まず、公民館の在り方につきましては、公民館をはじめとする生涯学習、社会教育施設には、学習施設があるとともに、地域における教育力の向上や地域コミュニティの創造によるまちづくりという観点から、市民をつなぐ地域づくりの拠点としての役割が書かれております。

また、使用料につきましては、光熱費等の施設の維持に対する費用など、受益者負担の観点から、利用者に一定の負担を求めることについては理解するものであるが、大幅な施設使用料の増額によって、各利用団体の活動が休止、縮小のおそれがあり、別府地域全体の生涯学習、社会教育活動の低下を招く懸念があるということで、軽減措置を講ずる必要があると書かれております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。

次に、要望とさせていただきます。

施設使用料が高くて、利用団体の発表会をロビーでせざるを得なかったというお話を聞きました。地域の方々が安心して学びを続けられるよう、高過ぎると言われている料金を見直し、誰もが安心して使える、集える公民館機能を引き継いだ運用をしていただきますよう要望いたします。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、私からも何点か質問させていただきます。

1点目は、こちらの条例につきましては、味生公民館の廃止も記載されております。改めて、味生公民館の職員の処遇について

どう考えているのかをお聞きしたいと思います。

2点目は、先ほど谷口委員からもありましたけども、味生公民館の地域のつながりをリセットしてはならない。味生コミュニティセンターにしっかりと引き継いでいかなければならない。当然そこについては、生涯学習課が責任を持ってすべきことと思えますけども、その点についてどう考えているのかお聞かせください。

3点目です。

附則に、この条例の施行期日について規則で定める日と書いておりますけども、おおよそいつ頃の予定なのか、その点、分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

4点目、費用についてでございます。

先ほどもありましたけども、コミュニティセンターの費用が公民館と比較して非常に高いというところです。以前から議会で取り上げておりますけれども、先ほどの味生公民館から味生コミュニティセンターへのスムーズな移行という点で、費用は大きな課題であると思えますけども、生涯学習課としてはどのように認識をしているのか。減免をする必要があるのか、それぞれ地域クラブの説明等、どう考えているのか、その点お聞きしたいと思います。

以上、4点です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

千葉課長。

○千葉生涯学習課長 まず、1点目の味生公民館の職員につきましては、公民館会計年度任用職員全体の雇用人数の状況を把握した上で、今後検討していきたいと思っております。

2点目の公民館の機能について、コミュニティセンターになっても円滑に引き継がれるかということにつきましては、公民

館は、おっしゃるとおり、社会教育法に基づく社会教育施設として、これまで地域における社会生涯学習活動や自主的な学習活動の支援、地域住民同士の交流促進など、重要な役割を担ってきたものと認識しております。

今後の公民館からコミュニティセンターへの移行に当たりましては、単なる貸し館ではなく、公民館が担ってきた社会教育機能を継続することを重視しております。コミュニティセンター移行後もこの社会教育機能が適切に継承されるよう担当課と連携を図りながら、公民館が担ってきた社会教育機能が継続されるよう、引き続き適切に対応していく所存でございます。

3点目の、いつぐらいに施行されるかにつきましては、令和9年度の春から夏ということではしか把握ができておりません。

4点目の味生コミュニティセンターの使用料につきましては、市長部局の所管でありますので、教育委員会が単独で判断するものではございません。教育委員会といたしましては、公民館及び生涯学習事業を所管する立場から、また、市長部局の担当課と連携しながら地域の生涯学習、社会教育活動が継続、発展できるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

1点目についての職員の処遇については、公民館全体で対応していきたいということで認識をいたしました。この課題は、先ほどの規則をいつ定めるのか。公民館の廃止がいつかというところです。春から夏とおっしゃられましたが、味生公民館まつりは、来年もするとお聞きしています。予定で見ると、6月以降そういうところだと

思います。担当課は、できる限り把握し、当然、責任を持って味生公民館まつりをやってほしいと思います。また、それまでの間の職員の処遇も考えて、その後の処遇を丁寧に対応していただきたい。期日は非常に重要になってくると思います。公民館として、いつまで維持すべきか、しっかりと認識をしてやっていただきたいと思います。

そして味生コミュニティセンターは、恐らく指定業者でのプロポーザルかと認識しておりますけれども、その連携もしっかりとやっていただきたいと思います。公民館で培ったクラブが一つも欠けることなく、できる限り味生コミュニティセンターへとつながっていただけるように。コミュニティセンターは、地域のつながりの場であろうかと思っておりますので、そこは担当課として責任を持ってやっていただきたいと思います。

最後の費用について、当然、市長部局との兼ね合いということは理解をしております。しかしながら、地域クラブの意向と声をしっかり市長部局に伝えていただきたい。先ほども言いましたけれども、地域のつながり、公民館からコミュニティセンターへとつなぐ、地域クラブが一つでも欠けることなく、そしてまた増やしていく。そのために何が必要かを、生涯学習課としても責任を持って、市長部局に伝えていただきたい。そこもできる限り地域クラブの声に寄り添って対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○水谷毅委員長 私から1点要望です。

長らく公民館を生涯学習課で守っていただいて、今度コミュニティセンターになるに当たって、市長部局にバトンタッチさ

れるわけです。例えば、今六つの料金体系があります。高いかどうかというのもありますし、減免を利用されている方など、いろんなファクターがあると思うんですけども、肝腎なことは、どういう利用のされ方をしているのか、また、どういう団体が今まで使ってこられたのか、そこのところをよく見ていただいて、本当にこの六つの料金体系がいいのかどうか、これを機にしっかりと検討していただきたいと思えます。

また、先日も公民館まつりがありましたけれども、利用しているクラブの皆さんが高齢化しているのも事実です。今まで10人でやっていたところが、5人で運営したり、一人一人の会費負担が現実に出ております。そういう意味で、これからバトンタッチしていくに当たって、以前よりよくなったと市民の人におっしゃっていただけるように、しっかりと論議をしていただきたいことを要望いたします。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第35号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第53号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第57号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時23分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

文教上下水道常任委員長 水谷 毅

文教上下水道常任委員 谷口 治子